

区域外就学許可基準

No	許可基準	事由	対象者	期間	必要書類等
1	学期途中の転出	学期途中の転出	小・中全学年	当該学期の終了まで	<ul style="list-style-type: none"> ・区域外就学許可願 ・通学協議書
2	最終学年	小学校第6学年、中学校第3学年中の転出	小学校6年生 中学校3年生	卒業まで	<ul style="list-style-type: none"> ・区域外就学許可願 ・通学協議書
3	住居建築中	住居の建替えのために一時的に市外へ居所を変更する場合	小・中全学年	住居の完成まで (原則6ヶ月以内)	<ul style="list-style-type: none"> ・区域外就学許可願 ・通学協議書 ・建築確認申請書等の住宅建築を確認できる書類
4	転入予定	松阪市へ転入予定で、事前に転入住所地の校区の学校への就学を希望する場合	小・中全学年	転入日まで (原則6ヶ月以内)	<ul style="list-style-type: none"> ・区域外就学許可願 ・通学協議書 ・建築確認申請書、売買契約書、賃貸借契約書等の転入が確認できる書類
5	住民異動手続きを伴わない転入・居住	住民票が松阪市以外で市内に居住する場合	小・中全学年	事由解消まで	<ul style="list-style-type: none"> ・区域外就学許可願 ・居住証明書又は居住を確認できる書類
6	教育上等の配慮	不登校、いじめ、健康上等の理由により区域外就学が適当であると教育委員会が認めた場合	小・中全学年	事由解消まで	<ul style="list-style-type: none"> ・区域外就学許可願 ・通学協議書 ・学校長の意見書または関係機関の意見書等 ・医師の診断書
7	その他事情	上記のほか、教育委員会が特に区域外就学が適当であると認めた場合	小・中全学年	事由解消まで	<ul style="list-style-type: none"> ・区域外就学許可願 ・通学協議書 ・事由要件により必要な書類